

令和 6 年 12 月 2 日  
全国健康保険協会

## 生活習慣病予防健診の一般健診における眼底検査の 費用負担に係る会計検査院の指摘について

令和 6 年 11 月 6 日、会計検査院長から内閣総理大臣に対して、令和 5 年度の決算検査報告が行われた。その中で、当協会が実施している生活習慣病予防健診の一般健診における眼底検査の当協会の費用負担について、会計検査院の指摘に基づき、改善の措置を講じた事項として報告された。

なお、当協会に関する事案については、会計検査院より、令和 6 年 10 月 7 日に公表されている。

### 1. 生活習慣病予防健診の一般健診における眼底検査の概要

全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき、健康保険の保険者として、生活習慣病予防健診を実施している。

生活習慣病予防健診のうち一般健診の健診項目は、当該年度において 35 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象に、診察等、血圧測定、尿検査、糞便検査、血液学的検査、生化学的検査、心電図検査、胸部レントゲン検査及び胃部レントゲン検査のほか、厚生労働省が作成した「標準的な健診・保健指導プログラム」(以下「標準プログラム」という。)の判定基準に基づいて医師が必要であると判断した場合に実施することができるとしている。

眼底検査の費用負担については、協会が作成する「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に一人当たり健診費用の上限額が定められており、健診機関において、眼底検査が実施要綱に基づいて実施された場合には、上限額の範囲内で受診者負担額を差し引いた額を協会の負担額とし、健診機関に支払うこととしている。

また、実施要綱において、健診機関は健診費用に係る協会の負担額を請求する際に健診結果データ及び健診検査費用請求データを作成、各支部に報告することとなっている。

協会は、健診機関が健診結果データ等を作成する際に検査値の入力や請求内容等にエラーがないかをチェックする機能を有した健診結果データ作成ツール(以下「作成ツール」という。)を健診機関に配布し、健診機関は作成ツールを用いて、協会の各支部に報告する健診結果や請求内容等が適切なものとなっているかを事前に点検することとなっている。

## 2. 会計検査院の指摘

生活習慣病予防健診の一般健診における眼底検査に係る協会の負担額について検査したところ、標準プログラムで定められた判定基準に該当していない者に実施した眼底検査に係る協会の負担額が健診機関から請求され、協会が請求額と同額を健診機関に対して支払っていた。

その発生原因として、協会において、生活習慣病予防健診の一般健診の受診者が眼底検査を受ける場合に、協会の費用負担が生ずる眼底検査の範囲を健診機関に明確に示していなかったこと、協会が健診機関に対して配布している作成ツールにおいて標準プログラムの判定基準に基づいてエラーを判定する機能が設定されていなかったこと等によると認められた。

## 3. 協会における改善措置

令和6年7月に健診機関に対して文書を発出して、生活習慣病予防健診の一般健診における眼底検査について、協会の費用負担の対象となるのは、標準プログラムの判定基準に該当したのに対して実施した眼底検査のみであることや判定基準の具体的な数値等を周知した。併せて、健診機関において、眼底検査に係る実施基準等の認識に齟齬が生じないよう次期改正となる令和7年度実施要綱に国が定めるプログラムの実施基準に該当した者のみに眼底検査を行うことや判定基準の具体的な数値等を詳細に明記することについても周知した。

また、健診機関に配布している作成ツールに機能を追加し、判定基準に該当していない場合にエラーを表示させるなどとし、健診結果データ等の提出の際には、事前に修正版ツールによる内容審査を確実に実施する旨を健診機関に対して周知した。

### ●参考：「標準的な健診・保健指導プログラム」における眼底検査の判断基準

当該年度の健診結果等において、①血圧が以下の a、b のうちいずれかの基準又は②血糖の値が a、b、c のうちいずれかの基準に該当した者※

① 血圧	a	収縮期血圧	140mmHg 以上
	b	拡張期血圧	90mmHg 以上
② 血糖	a	空腹時血糖	126mg/dl 以上
	b	HbA1c (NGSP)	6.5% 以上
	c	随時血糖	126mg/dl 以上

※眼底検査は、当該年度の特健康診査の結果等のうち、①のうち a、b のいずれの血圧の基準にも該当せず、かつ当該年度の血糖検査の結果を確認することができない場合においては、前年度の特健康診査の結果等において、血糖検査の結果が②のうち a、b、c のいずれかの基準に該当した者も含む。